

公共事業事前評価調書(平成24年度新規事業)

所管課: 港湾課

担当班: 計画調査班

事業名	野甫港港湾改修事業		事業区分	港湾事業	事業主体	沖縄県
事業箇所	伊平屋村					
事業の諸元	護岸(防波)(改良)L=70m、航路・泊地(-2.0m)3,000m ² 、防風柵L=70m					
事業の概要	<p>野甫港は伊平屋島南西部に位置する野甫島にあり、伊平屋島・伊是名島を結ぶ連絡船が就航し両村の交流に重要な役割を果たしている。</p> <p>当港においては、遊漁船、連絡船の小型船が在港しており物揚場・浮棧橋への入出港・接岸および船揚場の利用が多くなされている。</p> <p>しかし、台風時や北風時には係留船舶が危険な状態となり、また陸揚げも困難となる。さらに野甫港には港内に港湾施設としての航路が無いことから、操船に不便を強いられている。そのため、船揚場北側に護岸(防波)及び防風柵を整備し港湾利用者の安全性を確保する。また航路の浚渫を行うことで、港湾の利便性の向上を図る。</p>					
事業の必要性・効果等	<p>《必要性》</p> <p>台風時等に小型船を避難させる船揚場は港内北側に位置しているが、船揚場に隣接する護岸高が船揚場天端高と同程度しかなく、台風時や北風時には波が来襲し係留している船舶が危険な状態となっている。また北風時には、船揚場への陸揚げ時に船舶が風に煽られ、陸揚げが困難となる状況がある。</p> <p>さらに野甫港には港内に港湾施設としての航路が無いことから、小型船は入出港の際に浅瀬に注意を払いながらS字を描くように航行する必要があり、操船に不便を強いられている。このような状況を改善するため、船揚場北側に護岸(防波)及び防風柵を整備し、また航路の浚渫を行うことで、港湾利用船舶の不便を解消する必要がある。</p> <p>《効果》</p> <p>船揚場北側護岸を改良し、また港内の航路浚渫を行うことにより、港湾利用船舶の安全性・利便性を向上させることで、伊平屋村の産業および観光振興に寄与することができる。</p>					
事業期間	事業採択	平成 24年度	完了(予定)	平成 25年度		
全体事業費	1.4	(億円)	補助・単独の別	補助	補助率	9/10
費用対効果	B/C	総便益: B	(億円)	総費用: C	(億円)	基準年
	=	1.1	1.4億円	1.3億円		平成24年
事業着手の熟度・上位計画との整合性	沖縄21世紀ビジョン基本計画において位置付けがある。					
環境への配慮	既存施設の改良であり、埋立等も生じないことから、環境への影響は無いと考えている。					
関係する地方公共団体等の意見	地元、伊平屋村から要望がある。					
概要図(位置図)						